平成２３年（フ）第３７１号
大阪市中央区玉造２丁目26番70号　ニエモンビル201号
債務者　クリエイティブオフィスワコンこと　川端　章文
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７４号
大阪市此花区伝法６丁目５番８―202号
債務者　久保田慶子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７８号
大阪府大東市諸福７丁目３番10号　漆谷文化
債務者　計　幸一郎
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６号
沖縄県浦添市伊祖２丁目14番７―201号　コーポナカタ
債務者　新垣　玉枝
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目132番地石嶺市営住宅32―205号
債務者　富原　千明
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１３号
沖縄県浦添市伊祖２丁目14番７―201号コーポナカタ
債務者　仲村　千夏
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６３２号
和歌山市西浜1082番地の７　メゾンドヴェール西浜103
債務者　堀　　康香（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６７４号
和歌山市下三毛739番地の35
債務者　藤野石油こと　藤野　隆弘
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６８６号
和歌山市北新博労町９番地
債務者　松岡　美子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６９６号
和歌山県有田市宮原町東252番地５
債務者　中家佳代子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７００号
和歌山県有田市新堂148番地１　シャーメゾン新堂Ⅲ207号、申立時の住所和歌山県有田市箕島1224番地12
債務者　井口　知香
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７１６号
和歌山県海南市日方1047番地
債務者　山崎　俊幸
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７２１号
和歌山市園部596番地の80　鳴滝団地Ａ１―308号
債務者　田川　紫麻
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７３４号
和歌山市東長町７丁目35番地　市営住宅１階１
債務者　吉田　佳則
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７４１号
和歌山県海南市原野417番地９
債務者　別院　英幸
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７４２号
和歌山市元町奉行丁１丁目４番地　ミツワハイツ203号、申立時の住所和歌山県海南市原野417番地９
債務者　別院祐喜子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７４８号
和歌山市有家267番地の６
債務者　西畑　美和（旧姓真砂）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係